

愛知一般労働組合

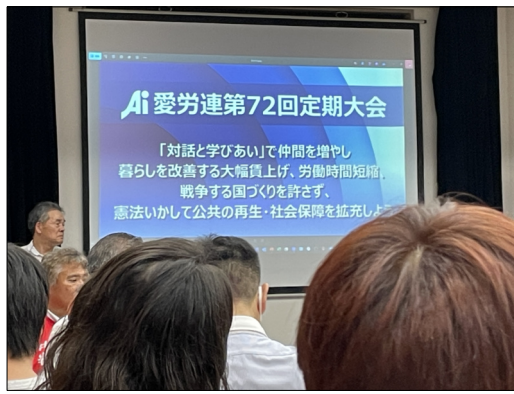
＝発行＝

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部＝煤本國治
住所：名古屋市熱田区沢下町9-3
労働会館本館405

愛労連第72回定期大会開催！

愛労連は7月21日、フジコミュニティセンター（中村区）で第72回定期大会を開催し、全国一般から代議員2名が参加しました。

西尾議長はあいさつのなかで参議院選挙の結果をふまえ「日本人ファースト、核武装が安上がりだと主張する候補者がいた。私たち労働組合は先の戦争の痛



苦の経験から差別・排外主義とたたかってきた。憲法を守り抜く」と強調。「物価高のなかで大幅賃上げ、最低賃金今すぐ千五百円、医療社会保障の予算増額」「5万人対話で5千人の組合員拡大を」「対話と学びあいを大切に、労働者・国民の諸要求実現へ愛労連運動の輪を広げて行きましょう」と呼びかけました。

竹内事務局長が情勢と運動方針、佐賀事務局次長が決算と財政方針・予算を提案。続いて特別決議「対話と学びあい、戦争も核兵器もない未来をつくるう」を提案し採択しました。

討論では25人（文書発言1）が発言し、竹内事務局長が総括答弁を行いました。新たな執行部を選出。全国一般からは、幹事、会計監査が再任されました。昨年からの地本執行委員となつ



団結して頑張ろう！

たKさんから「愛労連大会に参加して」という標題で投稿がありましたので、以下に掲載します。

愛労連大会に参加して

愛労連定期大会に初めて代議員として参加しました。

愛労連が支援する争議の報告や各組合からの活動報告、訴えを聞き、愛労連の存在の大きさを感じました。

昨年指定取消になった障害者グループホーム「恵」の

あと譲渡された会

言葉によるごまかしは言葉の力で追及を！

て論点のすり替えを見つけ出し、言葉によるごまかしを言葉の力で追及することが大事であると結論。皆さんは『ご飯論法』という言葉をご存知だと思います。

全国一般も日常的にのお世話になっている名古屋法律事務所主催の特別講演（左ちらし）が7月12日にウイंकあいちで開催されました。

政治を巡る”言葉”について、多角的に国会答弁の具体的事例を上げて話されました。そして、如何にして論点のすり替えを見つけ出し、言葉によるごまかしを言葉の力で追及することが大事であると結論。皆さんは『ご飯論法』という言葉をご存知だと思います。

社も根本的に変わっておらず、労働相談から分会が新しくできた報告、奨学金の返済が続く生活苦から子どもがいなければと

いう厳しさの現実の訴えなど、現社会問題を再認識するきっかけとなりました。

（記 執行委員K）

今後の予定

- 8月30日(日) 全国一般中央本部定期大会
- 9月8日(月) アクリル争議支援共同会議
- 9月18日(木) わくわく講座スクーリング
- 9月20日(土) 地本第53回定期大会
- 9月23日(火) 名労連設立単産・地域代表者会議
- 9月25日(木) 愛労連…組織拡大推進委員会
- 9月27日(土) ナトコ労組定期大会

★裏面に最賃に係る談話を掲載★

第43回 名古屋法律事務所 友の会 総会

見る、伝える、考える

「ご飯論法」
「呪いの言葉」を超えて、
言葉の力を取り戻す

講師 上西 充子さん
ご飯論法の発案者

日時/2025年7月12日(土)
【第1部】友の会総会 午後1:30～2:20
【第2部】記念講演 午後2:30～4:30
会場/ウイंकあいち5F 小ホール1

お申込み先はこちら
052-451-7746
info@winkaiichi.com
定員になり次第、締め切ります

YouTubeで
録画配信
9月31日(日)

2025年8月4日

【談話】最低賃金に関わる中央最低賃金審議会 2025 年度改定の日安答申を受けて

全国労働組合総連合
事務局長 黒澤幸一

中央最低賃金審議会は8月4日、2025年度の最低賃金について、全国加重平均を63円(6.0%)引き上げる目安を厚生労働大臣に答申した。このままの引き上げが行われれば、全国平均1,118円(前年度1,055円)となる。過去最高の引き上げ額で、全ての県で1,000円を超えたとはいえ、私たちが求めてきた要求からも、政府目標の「2020年代に1,500円を実現する」のに必要な年7.3%の引き上げにも及ばない低水準であり極めて不満である。

答申(公益委員見解)は、その理由を、労働者の生計費の関連指標として、『頻繁に購入』する品目に次いで購入頻度が高く、「食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される『1か月に1回程度購入』する品目」の「平均6.7%」という数字をあげ、「最低賃金に近い労働者の購買力を維持する必要がある」こと、「賃上げの流れの維持・拡大をはかり、非正規雇用労働者、中小企業・小規模事業者にも波及させること」、最低賃金法第1条の最低賃金制度の目的に留意したとしている。

また、「各ランクの引き上げ額の目安」としてA・Bランクを63円、Cランクを64円引き上げることとした。目安が、Cランクを1円ではあるがA・Bよりも高い額としたことは、はじめてのことであり地域間格差の解消を求める強い声が反映されたものとして評価できる。その根拠として①「消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)の対前年度上昇率」がAランク3.8%、Bランク3.9%、Cランク4.1%となっていること、②賃金改定状況調査結果(第4表①②③)における賃金上昇率がCランクBランクAランクの順に高くなっていること、③雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあることを上げている。

全労連は最低賃金の2025年度改定を審議する中央最低賃金審議会に向けて「今すぐ全国一律1,500円以上の実現、1,700円をめざすよう」求めている。石破政権は、最低賃金を「2020年代に平均1,500円にする」としたが、「5年後では遅すぎる」といいますぐ1,500円を実現するように重ねて求めてきた。

地方最低賃金審議会での審議が始まっている。中央審議会では、データ重視といいながら、生計費について根拠不明な「標準生計費」しか示されておらず、最低生計費試算調査に注目が集まった。地方審議会では、新潟で新潟県労連が調査結果を説明、愛知では正式資料として全国初採用された。秋田県労連からは「この一年、時給951円の全国最下位で悲しく、辛い思いをしてきたが、これが他県になれば良いという問題ではない」と地域別最低賃金の問題点を鋭く指摘する声が届けられた。徳島、京都では、大学生が「低賃金でバイト漬け。勉強する時間がない。」と意見陳述を行っている。

中央最低賃金審議会が示した目安では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながらない。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた、「失われた30年」の流れから脱出する具体的なメッセージにもなっていない。地方最低賃金審議会での目安を大きく上回る引き上げと、地域間格差を解消し、全国一律制を求める地方からの声をあげることを呼びかける。全労連も、地方最低賃金審議会での大幅な引き上げをめざし引き続き奮闘する。

以上